

※分からないことや詳しいことは、☎にお問い合わせください。

**市役所庁舎本館の耐震改修工事に伴う
通行制限と駐車スペースの変更にご協力ください**

☎ 財政課管財係
☎ 63-1292

市役所の防災機能を強化するため、市役所庁舎本館の耐震改修工事を実施しています。この工事に伴い、2月から来年度にかけて右図の通り、通行制限と駐車スペースの変更を行います。詳しい配置は市役所のロビーなどに図面を掲示し、お知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

- ・庁舎敷地内への出入り口を1箇所制限します。車での通行は来庁者用駐車スペースだけとなります。
- ・建物への出入り口を1箇所制限します(環境保全課西側)。
- ※工事の工程などにより、規制内容が一部変更になることがあります。

●市役所の通行制限と駐車スペース変更マップ



忘れていませんか？軽自動車などの廃車手続き

☎ 税務課市民税係
☎ 63-1342

軽自動車税は毎年4月1日現在で登録中の軽自動車などに課せられます。次のような人は廃車の手続きをしないと、平成27年度も課税されますので、早めに手続きを行ってください。

- ▼使用しない車に標識(ナンバープレート)を付けたまま庭先などに放置している人
- ▼車を解体した人
- ▼盗難で車をなくした人

※荒尾市で交付する標識の付いた車を使用している人で、荒尾市外へ転出するときは廃車手続きを行ってください。転出先で車を使用するときは、新たに転出先の標識を取得する手続きを行ってください。
※軽自動車検査協会などが交付する標識の付いた車を使用している人で、住所を変更した人は「住所変更の手続き」、車を譲り受けた人は「名義変更の手続き」を行ってください。
※平成27年度軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。
※平成27年度軽自動車税の減免申請は広報あらかお5月号でお知らせします。

●手続きの方法

種別	手続き場所と必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下のバイク(ミニカーを含む)) 農耕作業用自動車 (市町村での標識交付分) 小型特殊自動車 (市町村での標識交付分)	市民課①～⑥番窓口 ☎ 63-1302 ・新規 販売証明書か譲渡証明書と認印 ・廃車 標識と認印 ・名義変更 譲渡証明書と認印 ・車台変更 販売証明書か譲渡証明書と認印 ※窓口に来る人の本人確認書類の提示が必要です。
軽四輪乗用 軽四輪貨物	熊本県軽自動車協会 〒 862-0902 熊本市東区東本町 16-3 ☎ 096-369-7920
軽二輪 (125cc超～250cc以下)	必要なもの ・印鑑 ・住民票 ・標識 ・車検証など ※詳しくは左記の連絡先にお問い合わせください。
自動二輪 (250cc超) 小型特殊自動車 (県での標識交付分)	九州運輸局熊本運輸支局 〒 862-0901 熊本市東区東町 4-14-35 ☎ 050-5540-2086

荒尾市障がい福祉計画(案)のパブリックコメントを実施します

☎ 福祉課福祉係
☎ 63-1406 FAX 62-2881

パブリックコメントとは、自治体などの公的機関が条例などを制定するときに、事前に案などを公表し、広く意見や改善案などを募集するものです。障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスについて今後3年間の成果目標や見込み量などを定めます。皆さんの意見をお寄せください。

- 募集期限 2月27日(金)
- 閲覧場所 福祉課福祉係、市役所総合案内、市役所情報公開コーナー、市民サービスセンター、市ホームページ

- 提出方法
決められた意見提出書に、住所・名前(または団体名)・電話番号などを記入し、持参するか、郵送、FAX、Eメールのどれかで提出。
※電話や口頭での意見の提出は受付できません。
※お寄せいただいた意見は市ホームページで公表しますが、個人情報公表しません。また、それぞれの意見に個別回答はしません。
- 提出先 〒 864-8686 (住所不要)
荒尾市役所 福祉課福祉係
Eメール: fukusi-f@city.arao.lg.jp

**平成27年度課税分から軽自動車税の税率が
変更になります**

☎ 税務課市民税係
☎ 63-1342

●原動機付自転車・軽二輪車などの税率(年税額)

平成27年度税制改正大綱では、税率の変更の適用を1年間延長し、平成28年度課税以降から適用することになっています。詳細が分かり次第、お知らせします。

車両の種類		現行税率	新税率	車両の種類		現行税率	新税率
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	1,000円	2,000円	小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	総排気量 50cc以上 90cc以下	1,200円	2,000円		その他	4,700円	5,900円
	総排気量 90cc以上 125cc以下	1,600円	2,400円	軽自動車	二輪(側車付を含む) 125cc以上 250cc以下	2,400円	3,600円
	三輪以上(一定の構造のものを除く) 総排気量 50cc以下	2,500円	3,700円	小型自動車	二輪 250cc以上	4,000円	6,000円

●三輪と四輪の軽自動車税の税率(年税額)

新税率は自動車検査証に記載されている初度検査年月の新規検査で判定します。

車両の種類	現行税率	新税率			
		平成27年度～		平成28年度～	
		平成27年3月31日以前に新規検査した車両 ※1	平成27年4月1日以後に新規検査した車両 ※2	最初の新規検査から13年経過した車両 ※3	
軽自動車	三輪	3,100円	3,100円	4,600円	
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
自家用		4,000円	5,000円	6,000円	

- ※1…3月31日以前に新規検査した車両は現行税率と同じ。
- ※2…4月1日以後に新規検査した車両は平成27年度課税から新税率を適用。ただし、4月2日以後に新規検査した車両は平成28年度課税から新税率を適用。

- ※3…グリーン化促進のため、平成28年4月1日以後の賦課期日(毎年4月1日)現在に最初の新規検査から13年経過した三輪と四輪の軽自動車は平成28年度課税から新税率を適用(電気・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリット軽自動車や被けん引車を除く)。